

- 令和2年6月より順次、遡及適用のお手続きを開始しております。
- お手続きが完了したお客さまへのご連絡は、新しい「お支払額明細書」の発送をもって代えさせていただきます。
- 本Q&Aに記載のない事項等に関しては、事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）へお問い合わせください。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付等の遡及適用に関するQ&A
（令和2年8月24日現在）

（新たに追加したものは黄色で表示しています。）

Q1 「遡及適用」とは何ですか。

A1 新型コロナウイルス感染症特別貸付（生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含みます。以下同じ。）の創設前（または制度拡充前）にお借入れいただいた方が、お借入時点において新型コロナウイルス感染症特別貸付の要件に該当する場合には、お借入時点に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の利率等を適用できる取扱いです。

また、新型コロナウイルス感染症関連のマル経融資（小規模事業者経営改善資金）（以下「マル経」といいます。）および生活衛生改善貸付（以下「衛経」といいます。）の制度拡充前にお借入れいただいた方についても、お借入時点において拡充後の要件に該当する場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付と同様に、遡及適用が可能です。マル経および衛経については、推薦団体（マル経の場合は商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会、衛経の場合は生活衛生同業組合等をいいます。以下同じ。）にご相談ください。

<新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要>

ご利用 いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1.または2.のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <p>1. 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>（1）過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高</p> <p>（2）令和元年12月の売上高</p> <p>（3）令和元年10月から12月の平均売上高</p>
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金（注1）
融資限度額	8,000万円（別枠）（注2）
利率（年）	災害発生時の融資制度に適用される基準利率（以下「基準利率（災害）」といいます。）ただし、4,000万円を限度として、お借入後3年目までは基準利率（災害）-0.9%（注1）（注2）（注3）、4年目以降は基準利率（災害）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 15年以内（5年以内）
担保	無担保

（注1）令和2年度第1次補正予算を受け、お借換え資金にも低減利率（基準利率（災害）-0.9%）を適用できることとなりました。

（注2）令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日から、融資限度額が6,000万円から8,000万円に拡充されました。また、低減利率の限度額も3,000万円から4,000万円に拡充されました。

（注3）一部の方については、低減利率の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、お借入後3年間は実質無利子となります。

<新型コロナウイルス感染症関連のマル経および衛経の概要>

	通常部分	通常部分（新型コロナウイルス感染症関連）
ご利用 いただける方	【マル経】 商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 【衛経】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
資金の お使いみち	設備資金および運転資金（注1）	
融資限度額	2,000万円	別枠1,000万円
利率（年）	特別利率F	当初3年間：特別利率F-0.9%（注1）（注2） 3年経過後：特別利率F
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金10年以内（2年以内） 運転資金7年以内（1年以内）	設備資金10年以内（4年以内） 運転資金7年以内（3年以内）
担保	無担保	

（注1）令和2年度第1次補正予算を受け、低減利率（特別利率F-0.9%）をお借換え資金にも適用できることとなりました。

（注2）一部の方については、低減利率の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、お借入後3年間は実質無利子となります。

<遡及適用の例>

（例1）新型コロナウイルス感染症特別貸付の創設前にご利用いただいた方

（目安：令和2年1月29日～令和2年3月16日にお申込みされた方）

	遡及適用前	⇒	遡及適用後	お客さまによる お手続きの可否
利率	基準利率または特別利率		4,000万円以下の部分 当初3年間：基準利率（災害）-0.9% 3年経過後：基準利率（災害） 4,000万円を超える部分 基準利率（災害）	必要 （Q3参照）

（例2）令和2年度第1次補正予算による制度拡充前にご利用いただいた方

（目安：令和2年3月17日～令和2年5月7日にお申込みされた方）

	遡及適用前	⇒	遡及適用後	お客さまによる お手続きの可否
利率（注）	基準利率（災害）		当初3年間：基準利率（災害）-0.9% 3年経過後：基準利率（災害）	不要 （Q3参照）

（注）お借換部分に対し、新型コロナウイルス感染症特別貸付を適用したもの（4,000万円以下の部分）

(例3) 令和2年度第2次補正予算による制度拡充前にご利用いただいた方

(目安：令和2年3月17日～令和2年6月30日にお申込みされた方)

	遡及適用前	⇒	遡及適用後	お客さまによる お手続きの可否
利率(注)	基準利率(災害)		当初3年間：基準利率(災害) - 0.9% 3年経過後：基準利率(災害)	不要 (Q3参照)

(注) 3,000万円超4,000万円以下の部分に対し、新型コロナウイルス感染症特別貸付を適用したもの

Q2 どういった場合に遡及適用の対象となりますか。

A2 【新型コロナウイルス感染症特別貸付等の創設前にご利用いただいた方】

令和2年1月29日(「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」設置日)から令和2年3月17日より前にお申込みいただいた方であって、お借入時点で新型コロナウイルス感染症特別貸付等の要件に該当している場合は遡及適用の対象となります。

【新型コロナウイルス感染症特別貸付等の制度拡充前にご利用いただいた方】

既に新型コロナウイルス感染症特別貸付等をご利用いただいている方であって、制度拡充前の条件が適用されている場合は遡及適用の対象となります。

Q3 遡及適用にはどのような手続きが必要ですか。

A3 【新型コロナウイルス感染症特別貸付の創設前にご利用いただいた方】

令和2年1月29日(「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」設置日)から令和2年3月16日までの間に、ご融資のお申込みの際に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旨のお申出があった方に対しては、5月以降、郵便にてご案内を差し上げておりますので、同封されている「遡及適用申込書」にご記載いただき、ご返送ください。要件に該当する方については、遡及適用のお手続きをさせていただきます。

なお、ご融資のお申込みの際に、既に要件に該当していることを確認させていただいた方については、順次遡及適用のお手続きを行っております。

【新型コロナウイルス感染症関連のマル経・衛経の創設前にマル経・衛経をご利用いただいた方】

推薦団体を經由して遡及適用のお申込みを受け付けておりますので、具体的なお手続きは、お借入時にご利用になった推薦団体にご確認ください。

【制度拡充前の新型コロナウイルス感染症特別貸付等ご利用いただいた方】

要件に該当する方に対しては、日本公庫にて順次遡及適用のお手続きを行っておりますので、書類の提出などのお手続きをいただく必要はございません。

Q4 前回借入したときは新型コロナウイルス感染症特別貸付の要件に該当していませんでしたが、現在は売上が大きく落ち込んでいます。遡及適用は可能ですか。

A4 お借入時点で要件に該当していない場合は、遡及適用することはできません。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前回のお借入以降に要件に該当している場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付によるお借換えのご相談を承ります。

Q5 令和元年11月の借入は遡及適用の対象となりますか。

A 5 昨年11月時点のお借入は遡及適用の対象外となります。遡及適用の対象は、令和2年1月29日（「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」設置日）以降のお借入れとなります。現時点で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、要件に該当している場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付によるお借換えのご相談を承ります。

Q 6 遡及適用された借入は「実質無利子化」の対象となりますか。

A 6 一定の要件に該当する場合は、低減利率（基準利率（災害） -0.9% ）が適用された部分のお利息について、お客さまへ3年間分の利子相当額を一括で助成する利子補給の制度（特別利子補給制度）を中小企業基盤整備機構が実施しており、遡及適用されたお借入れについても、この利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

※「実質無利子化」とは…

ご融資後は、利息も含め日本公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへ3年間分の利子相当額を一括で助成する利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）を中小企業基盤整備機構が実施しており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

（注）新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者（※1）	中小企業者（※1）
個人	要件なし（※2）	売上高▲20%以上（※2）
法人	売上高▲15%以上（※2）	

（※1）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※2）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

Q 7 遡及適用が完了したことはどのように確認すればよいですか。

A 7 お手続きが完了しだい、新しい「お支払額明細書」をお送りいたします。お手続きが完了した旨のご連絡は、同明細書の発送をもって代えさせていただきます。

Q 8 新しい「お支払額明細書」を確認したところ、次回の支払額がゼロとなっていますが、どういう意味ですか。

A 8 遡及適用を行うことにより発生する、遡及適用前の利率によるお支払済み利息額と遡及適用後の利率による利息額との差額を、次回以降のお支払額に充当させていただいております。その結果、お送りした「お支払額明細書」に記載のとおり、次回のお支払いは不要となります。